

○岡山市立公民館規則

昭和40年6月10日

市教育委員会規則第7号

改正 最新

平成31年1月25日市教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市立公民館条例(昭和27年市条例第58号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、岡山市立公民館(以下「公民館」という。)の運営及び事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 生涯学習課に公民館の支援及び総合調整等を行う組織を置く。

(職員)

第3条 公民館に館長を置く。

2 公民館に主査, 副主査, 主任, 主事, 社会教育主事, 技師その他の職員を置くことができる。

3 公民館分館に次の職員を置くことができる。

(1) 分館長

(2) その他の職員

(職務)

第4条 生涯学習課長は、公民館及び公民館分館を統轄し、所属職員を指揮監督する。

2 公民館の館長は、公民館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 分館長は、公民館分館の館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 主査, 副主査, 主任, 主事, 社会教育主事, 技師その他の職員は、上司の命を受けて館務に従事する。

(事務分掌)

第5条 公民館及び公民館分館の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公民館

ア 公民館の管理・運営事務に関すること。

- イ 施設, 設備, 備品等の維持管理に関すること。
- ウ 公民館事業の企画及び実施に関すること。
- エ 公民館事業等の広報及び情報発信に関すること。
- オ 住民等への学習機会及び学習情報の提供に関すること。
- カ 家庭, 学校, 地域, 社会教育関係団体等との連携に関すること。
- キ 公民館における学びを通じた地域づくりの支援に関すること。
- ク 公民館運営委員会等に関すること。

(2) 公民館分館

- ア 公民館分館の管理・運営事務に関すること。
- イ 施設, 設備, 備品等の維持管理に関すること。

(開館時間)

第6条 公民館の開館時間は, 午前9時30分から午後9時までとする。ただし, 日曜日については, 午前9時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず, 館長が必要と認めるときは, 開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 公民館の休館日は, 次のとおりとする。

- (1) 水曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する「国民の祝日」。ただし, 「国民の祝日」が水曜日に当たるときは, その翌日
- (3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (4) 館長が必要と認めるとき。

2 館長が必要と認めるときは, 休館日であつても開館することができる。

(駐車場の使用時間及び休日)

第8条 条例別表第2に掲げる駐車場を使用できる時間及び休日は, 次のとおりとする。ただし, 教育委員会が必要と認めるときは, これを変更することができる。

施設名	使用時間	休日
岡輝公民館駐車場	午前8時30分から午後9時30分 まで ただし、日曜日については、午前8 時30分から午後5時30分まで	(1) 12月28日から1月4日まで (2) 水曜日 (3) 国民の祝日に関する法律(昭 和23年法律第178号)に規定す る「国民の祝日」。ただし、「国民の 祝日」が水曜日に当たるときは、 その翌日

(勤務時間等)

第9条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務に関しては、事務局職員の例による。

(公民館の使用の許可)

第10条 公民館を使用しようとする者は、岡山市立公民館使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の1月前の応当日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その日後において最初に開館する日)から行うことができる。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の許可をしたときは、岡山市立公民館使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(岡山市立西大寺公民館大ホールの使用許可)

第11条 岡山市立西大寺公民館大ホール(以下「西大寺公民館大ホール」という。)を使用しようとする者は、前条の規定にかかわらず、岡山市立西大寺公民館大ホール使用許可申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の12月前の応当日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その日後において最初に開館する日)から行うことができる。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の許可をしたときは、岡山市立西大寺公民館大ホール使用許可書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(西大寺公民館大ホールの使用期間)

第12条 西大寺公民館大ホールの使用期間は、連続5日(休館日を除く。)までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(西大寺公民館大ホールの使用期日の変更)

第13条 第11条の規定により西大寺公民館大ホールの使用許可を受けた者が、使用期日の変更を求めた場合で、当該変更を必要とする相当の理由があると教育委員会が認めたときは、1回に限りこれを変更することができる。

2 前項の規定により西大寺公民館大ホールの使用期日の変更を求めようとする者は、岡山市立西大寺公民館大ホール使用期日変更許可申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 第1項の規定により使用期日を変更した場合は、既納の使用料は、新たに許可された使用期日の使用料に充当するものとし、使用料に不足が生じたときは、使用期日変更の許可の際に追徴し、過納の使用料については還付しない。

(使用料の免除)

第14条 条例第6条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、岡山市立公民館使用料免除申請書(様式第6号)を岡山市立公民館使用許可申請書を提出する際に、市長に提出しなければならない。

(西大寺公民館大ホールの使用料の減免)

第15条 条例第6条の規定により西大寺公民館大ホールの使用料の減免を受けようとする者は、岡山市立西大寺公民館大ホール使用料減免申請書(様式第7号)を岡山市立西大寺公民館大ホール使用許可申請書を提出する際に、市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 公民館において必要を生じたことにより、使用することができないとき。

(2) 災害又は使用者の責めに帰さない事由により、使用することができないとき。

(使用者の遵守事項)

第17条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用施設の定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設等を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品を販売しないこと。
- (4) 指定場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 許可を受けないではり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 使用前に職員との打ち合わせを十分行うとともに、使用の際には職員の指示に従うこと。
- (7) その他教育委員会が特に必要があると認めた指示に従うこと。

(事務決裁)

第18条 事務決裁については、次項に定めるものを除き、岡山市教育委員会事務処理権限規則(平成23年市教育委員会規則第11号)に定めるところによるほか、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程(平成7年市教育委員会訓令甲第1号)の規定を準用する。

2 公民館の使用許可については、館長の専決事項とする。

(報告)

第19条 館長及び分館長は、公民館及び公民館分館のその月の使用状況を翌月10日までに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則(一部略)

7 岡山市立灘崎公民館の休館日は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、次のとおりとする。

- (1) 水曜日及び第3土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する「国民の祝日」。ただし、「国民の祝日」が水曜日に当たるときは、その翌日
- (3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (4) 館長が必要と認めるとき。

様式第1号（第10条関係）

岡山市立公民館使用許可申請書（ 公民館）				
年 月 日				
岡山市教育委員会 様				
住 所				
申請者 団 体 名				
代表者氏名				
（電話 ）				
下記のとおり使用許可を申請します。				
記				
使用の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで			
使用の目的 (なるべくくわしく)				
使用人員		室 名		
会員制限	する しない	会 費	徴収する（ 円） 徴収しない	
※ 使用料	室使用料 円	計	※受付印	※許可 第 号 年 月 日
	冷暖房料 円			

※印欄は記入しないでください。

様式第2号（第10条関係）

岡山市立公民館使用許可書（ 公民館）			
		許可第 号	
様		年 月 日	
下記のとおり使用を許可します。			
岡山市教育委員会			
記			
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで		
目 的		室 名	受付印
許可条件		使用料	年 月 日

様式第3号(第11条関係)

岡山市立西大寺公民館大ホール使用許可申請書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
連 絡 先 () ー

下記のとおり使用許可を申請します。

記

使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで								
行事の名称及び内容									
使用責任者	() ー			使用目的	準備・練習・本番				
共催等									
入場予定者	観客	1回目	人	2回目	人	3回目	人	関係者	人
入場料等	無料 整理券・関係者・招待券・会員等・その他() 有料 当日(円 円) 前売(円 円) 入場券等取扱所()						指 定	全席指定 一部指定 全席自由	
特別設備等							物品販売等	なし・あり()	
タイムテーブル	入館	準備	リハーサル	開場	開演	終演	退館	備考	
	1回								
	2回								
	3回								
※ 使用料	領収(納入通知)日及び番号		領収(請求)額		基本使用料		冷暖房料		附属設備等使用料
※備考						※受付		※許可 第 号 年 月 日	

※印欄は記入しないでください。

様式第4号(第11条関係)

岡山市立西大寺公民館大ホール使用許可書

年 月 日

様

下記のとおり使用を許可します。

岡山市教育委員会

記

使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで		
行事の名称 及び内容			
特別設備等	使用料	年 月 日 円 日	
許可条件			
注意事項	岡山市立公民館規則(昭和40年市教育委員会規則第7号)第17条に定める事項を遵守してください。		

様式第5号(第13条関係)

岡山市立西大寺公民館大ホール使用期日変更許可申請書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
連 絡 先 () ー

岡山市立西大寺公民館大ホールの使用期日を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

変更後	使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで
	行事の名称	
変更前	使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで
	行事の名称	
変更理由		
(注意) 料金に不足が生じたときは追徴し、過納の料金については還付しません。		

様式第6号（第14条関係）

岡山市立公民館使用料免除申請書（公民館）	
年 月 日	
岡山市長 様	
住 所	
申請者 団 体 名	
代表者氏名	
（電話 ）	
下記のとおり使用料免除を申請します。	
記	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
目 的 (なるべくくわしく)	
室 名	

様式第7号(第15条関係)

岡山市立西大寺公民館大ホール使用料減免申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
連 絡 先 () ー

下記のとおり使用料減免を申請します。

記

行事の名称	
使用の目的	
使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで